

公文書不存在決定通知書

消 総 第 11 号

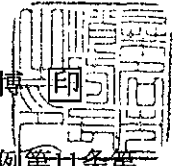
令和6年 4月 4日

名古屋市民オンブズマン

代表 新海 聡 様

(実施機関)

桑名市消防長 井上 智博



令和6年3月20日付けで請求のありました公文書の開示については、桑名市情報公開条例第11条第2項の規定に基づき、公文書の不存在の決定をいたしましたので通知します。

公文書の内容 (開示請求者が請求した内容)	「東員消防署内の朝食会費の会計帳簿」(2024年1月～3月20日)
公文書が存在しない理由	公文書にあたらなため。
事務担当	消防本部総務課 (室) 〔電話番号 0594-24-5272 内線 ()〕
備考	

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、桑名市消防長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、桑名市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第9号（第5条関係）

公文書開示請求事案移送通知書

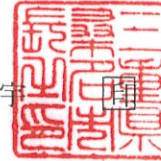
人 第227号の1
令和6年4月1日

名古屋市民オンブズマン

代表 新海 聡 様

(実施機関)

桑名市長 伊藤 徳守



令和6年3月20日付けで請求のありました公文書の開示については、桑名市情報公開条例第14条第1項の規定に基づき、次のとおり事案を移送しましたので通知します。

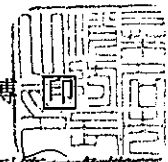
公文書の内容 (開示請求者が請求した内容)	『東員消防署内の朝食会費の会計帳簿』 (2024年1月～3月20日)
移送をした実施機関 (事務担当)	市長公室 人事課 [電話番号 0594-24-1126 内線(126)]
移送を受けた実施機関 (事務担当)	桑名市消防本部 総務課 [電話番号 0594-24-5273]
移送をした日	令和6年4月1日(月)
移送をした理由	本請求に係る文書については当実施機関において作成していないため、桑名市情報公開条例第14条第1項に基づき移送します。
備考	

公文書不存在決定通知書

消 総 第 14 号
令和6年 4月 4日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

(実施機関)
桑名市消防長 井上 智博



令和6年3月20日付けで請求のありました公文書の開示については、桑名市情報公開条例第11条第2項の規定に基づき、公文書の不存在の決定をいたしましたので通知します。

公文書の内容 (開示請求者が請求した内容)	「東員消防署内の朝食会費の会計帳簿」(2024年1月～3月20日)
公文書が存在しない理由	公文書にあたらなため。
事務担当	消防本部総務課 (室) 〔電話番号 0594-24-5272 内線 ()〕
備考	市長公室人事課移送分 (令和6年4月1日付「公文書開示請求事案移送通知書 人 第227号の1」)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、桑名市消防長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、桑名市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。